



とうもう法人

題字 江森光龍先生



川面を流れる優美な光と、夜空を彩る大輪の華【千代田支部】

「千代田の祭川せがき」の歴史は古く、今年が150年の節目となる伝統行事です。

赤岩村（現千代田町大字赤岩）の「かぶと屋」という豆腐店に、番頭の倉吉という誠実な男がおり、明治10年夏ごろに利根川に投網を打ちに行ったところ誤って水死してしまい、この報せを聞いたかぶと屋の主人が赤岩光恩寺住職に相談し、倉吉の霊を供養したことが川せがきの始まりといわれています。

水難者供養と恒久平和への祈りを込めた僧侶の読経に合わせ、水面を流れる幻想的な灯ろうと、400m以上の川幅を活かした水上スターマインを始めとする夏夜を彩る見ごたえのある打上花火は必見です。今年も8月18日（火）に開催されます。ご来場、ご鑑賞ください。

目 次

着任のあいさつ	2	企業紹介	9
第14回通常総会を開催	3	「㈱東毛造園土木」(千代田支部)	
令和7年度決算・貸借対照表	4	随筆リレー	10
税務署コーナー	5	「創立80周年を迎えるにあたり」	
館林税務署幹部職員人事異動	6	受賞おめでとうございます	11
群馬県からのお知らせ	7	法人会・部会・支部の活動	12～13
税理士コーナー	8		

とうもう法人 第160号

令和8年8月1日発行
(年4回 8月、11月は1日発行)
4月、1月は15日発行)

発行所 一般社団法人 東毛法人会

〒374-8640 館林市大手町10-1

館林商工会議所会館内

Tel. 0276-73-6811

Fax. 0276-73-6839

e-mail: tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp

発行責任者 森 戸 利 一

印刷 オーラ印刷株式会社

定価120円(年会費に含む)

社内で回覧しましょう



税務署長着任のごあいさつ

館林税務署長

保 科 晃 之

この度の人事異動により、関東信越国税不服審判所管理課長から館林税務署長を拝命いたしました保科でございます。前任の仲北同様、よろしくお願い申し上げます。

館林税務署は、初めての勤務となりますが、この東毛地区は、製造業を中心とした北関東屈指の工業集積地域であり、また、美しい自然と多くの名所・旧跡を残す歴史と文化に彩られた人情味あふれるこの地に、勤務できますことを大変嬉しく光栄に感じております。

一般社団法人東毛法人会におかれましては、「健全な納税者の団体、よき経営者を指すものの団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれ、また、税の Opiniオンリーダーとして申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしておられます。

特に、税に関する各種研修会の開催や自主点検チェックシートを活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じて、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献されているほか、租税教育に対する深いご理解の下、青年部会、女性部会を中心とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の実施にも大変力を入れていただいております。谷田川会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様方の法人会活動に対する熱意とご尽力に深く敬意を表する次第であります。

さて、国税当局では、税務行政のDXを推進しており、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」に加え、税務を起点とした「事業者のデジタル化促進」を3つの柱として取り組んで

いるところです。

「納税者の利便性の向上」につきましては、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、添付書類も含めたe-Taxの普及・定着やキャッシュレス納付の利用拡大など一層推進していくこととしておりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、税務行政の効率的・効果的な事務運営に向けた取組の関係では、令和8年7月から全署において、「内部事務のセンター化」を実施いたしております。

この「内部事務のセンター化」は、内部事務や行政指導などを集約化し、デジタル技術を活用して事務の正確性を確保するとともに、事務の効率化等を図ることで、国税組織全体のパフォーマンスを最大限に上げるための基盤になる取組であると考えております。

会員の皆様には、申告書等を郵送でご提出いただく場合には、関東信越国税局北浦和業務センター宛に郵送していただくほか、センターからの各種のお尋ねにもご対応いただくなど、引き続き、これらの取組にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

今後とも、貴会及び会員の皆様と、私ども国税当局が、更なる協調関係を構築し、目まぐるしく変化する経済社会や技術環境に対して柔軟に対応し、時代に即した申告納税制度の更なる発展に取り組むことができれば幸いと考えております。

結びに当たりまして、一般社団法人東毛法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

片 野 有	0276-73-0530	館林市	始 澤 昭	0276-84-4687	明和町	大 舘 健	0276-46-1931	太田市
金 子 政 重	" 72-8171	"	野 竹 芳 明	090-7278-3885	板倉町	尾 花 俊 彦	" 49-2093	"
川 田 順	" 73-0644	"	大 島 昭 浩	0276-46-3649	太田市	柿 沼 七 郎	" 38-3929	"
岸 信 彦	" 74-6412	"	大 島 孝 之	" 47-4005	"	角 田 登	" 37-1311	"
桑 原 善 之	" 73-3611	"	大 舘 隆 市	" 46-1931	"	金 井 英 樹	0277-78-8700	"

第14回通常総会を開催

～収支決算を承認～

一般社団法人東毛法人会第14回通常総会が5月29日（金）午後4時15分から太田グランドホテル（太田市）において、仲北篤館林税務署長をはじめ、多くのご来賓のご臨席をいただき、盛大に開催されました。



（総会）

総会に先立ち講演会では、館林税務署署長仲北篤氏を講師にお招きし「お酒について」と題した講演をいただきました。総会では、坂井勝副会長が開会を宣し、谷田川敏幸会長があいさつの後、議長席に就き、議事録署名人に荻野勲氏（板倉）、森戸利一氏（邑楽）を選任、議事に入りました。

第1号議案 令和7年度収支決算報告承認の件

の審議が行われ、原案のとおり可決承認されました。

次に、報告事項として令和7年度事業報告等が理事会承認事項として報告されました。

引き続き表彰式が行われ、会員増強表彰に諏訪純一氏ほか3名、功労者表彰に荻野勲氏ほか6名、優良経理担当者表彰に吉住仁見氏ほか6名が、それぞれの功績により受賞され、皆様には感謝状と記念品が贈られました（11ページに名簿掲載）。受賞者を代表して諏訪純一氏（大泉町）が謝辞を述べられ、続いて、仲北篤館林税務署長、多田善洋館林市長からご祝辞をいただきました。

総会は、須永益臣副会長の閉会の言葉で日程を終了しました。



（表彰式）

閉会後の懇親会では、坂井勝副会長の開会、谷田川敏幸会長のあいさつの後、関東信越税理士会館林支部の尾花俊彦支部長の乾杯で始まり、来賓及び受賞者を囲んで和やかなうちに会員同士の交流が深められました。

令和7年度 事業報告

令和7年度は、総会や講演会等の多くの事業が関係当局並びに諸団体のご支援・ご協力と役員をはじめとする会員各位のご協力により概ね計画通り開催することができ、会員同士の交流と情報交換等が活発に図られました。

公益事業では、決算期別税務説明会や新設法人税務研修会の開催や青年部会の租税教室、女性部会の第9回税に関する絵はがきコンクールなど、成果を得ることができました。

また、法人会の主要事業である「税制改正に関する提言」については、要望事項を県法連に提出するとともに、地元国会議員ほかに要望活動を実施しました。

「会員数・加入率」の増強については、組織委員をはじめ役職員による積極的な加入勧誘と関係団体の協力により、新規会員の加入目標数は獲得ができましたが、景気の影響や倒産、廃業などによる退会も多く、会員増強という課題が続いております。

令和 7 年度決算（正味財産増減計算書）

（単位：円）

科 目			決算額	備 考
経常増減の部	経常収益	1. 基本財産運用益	1,102	
		2. 特定資産運用益	1,393	
		3. 受取会費	19,184,000	
		4. 事業収益	4,513,500	
		5. 受取補助金等	12,399,000	
		6. 雑収益	951,167	
		経常収益計	37,050,162	
	経常費用	1. 事業費	32,613,005	
		2. 管理費	4,229,124	
	経常費用計	36,842,129		
当期経常増減額			208,033	
経常外増減の部	収 益	1. 経常外収益	0	
		経常外収益計	0	
	費 用	1. 経常外費用	0	
		経常外費用計	0	
当期経常外増減額			0	
当期一般正味財産増減額			208,033	
一般正味財産期首残高			33,591,771	
一般正味財産期末残高			33,799,804	
指定正味財産 増減の部	受取補助金等	1. 受取全法連助成金	11,516,300	
		受取補助金等計	11,516,300	
	一般正味財産 への振替	1. 一般正味財産への振替額	△ 11,516,300	
		一般正味財産への振替計	△ 11,516,300	
当期指定正味財産増減額			0	
指定正味財産期首残高			0	
指定正味財産期末残高			0	
正味財産期末残高			33,799,804	

貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日現在

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	12,974	6,108	6,866
普通預金	8,005,409	5,525,818	2,479,591
支部活動費前払金	9,406,002	10,206,529	△ 800,527
部会前払金	2,416,422	2,673,208	△ 256,786
流動資金合計	19,840,807	18,411,663	1,429,144
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	2,000,000	2,000,000	0
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	301,430	300,924	506
同（支部）	1,841,587	3,426,544	△ 1,584,957
周年行事引当資産	14,888	14,863	25
同（支部）	6,400,196	6,037,729	362,467
同（部会）	400,896	400,048	848
減価償却引当資産	0	0	0
退職給付引当資産	697,034	384,172	312,862
特定資産合計	9,656,031	10,564,280	△ 908,249
(3) その他の固定資産			
什器備品	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	14,656,031	15,564,280	△ 908,249
資 産 合 計	34,496,838	33,975,943	520,895
II 負債の部			
1. 流動負債	0	0	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	697,034	384,172	312,862
固定負債合計	697,034	384,172	312,862
負 債 合 計	697,034	384,172	312,862
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	33,799,804	33,591,771	208,033
（うち基本財産への充当額）	(5,000,000)	(5,000,000)	0
（うち特定資産への充当額）	(8,958,997)	(10,180,108)	1,221,111
正味財産合計	33,799,804	33,591,771	208,033
負債及び正味財産合計	34,496,838	33,975,943	520,895



税 務 署 コ ー ナ ー

防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収のあらまし (令和9年1月以後の源泉徴収)

令和8年度の税制改正により、防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その防衛特別所得税をその所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

なお、改正前（復興特別所得税の税率2.1%）と改正後（防衛特別所得税の税率1%及び復興特別所得税の税率1.1%）とで、合計税率（2.1%）に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

（注）租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合又は所得税が免除される場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。また、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率が軽減される場合又は所得税が非課税とされる場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額のそれぞれ1%及び1.1%（合計2.1%）相当額とされており、防衛特別所得税及び復興特別所得税は、所得税を徴収する際に、併せて徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付することとなります。

（注）給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については、次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率} (\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

（注）算出した「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率} (\%) = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合（所得税率10%の場合）

$$\begin{array}{ccccccc} 888,888\text{円} & \times & 10.21\% & = & 90,755.4648\text{円} & (1\text{円未満切捨て}) & \Rightarrow 90,755\text{円} \\ \text{(支払金額)} & & \text{(合計税率)} & & \text{(算出税額)} & & \text{(源泉徴収税額)} \end{array}$$

2 給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、令和9年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

（注）令和9年分の源泉徴収税額表は、令和8年8月末頃に国税庁ホームページに掲載する予定です。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額（年調所得税額×102.1%）で行います。

館林税務署幹部職員人事異動

令和 8 年 7 月 10 日付で館林税務署の人事異動がありましたので、ご案内いたします。

職 名	前任者氏名	転出先等	後任者氏名	前任地
署長	仲 北 篤	関東信越国税局 課税第一部 次長	保 科 晃 之	関東信越国税不服審判所 管理課長
副署長 (筆頭)	金 澤 満	関東信越国税局 調査査察部 査察第三部門 統括国税査察官	大 金 寿 充	東京国税局 調査第三部 調査第二十五部門 統括国税調査官
副署長	伊 藤 大 輔	前橋税務署 副署長		
総務課長	高 瀬 達 也	関東信越国税不服審判所 副審判官	丸 山 真 理	関東信越国税局 徴収部 管理運営課 課長補佐
特別国税調査官 (法人担当)	須 田 和 宏	(留任)	須 田 和 宏	(留任)
特別国税調査官 (法人担当)	高 橋 明	(留任)	高 橋 明	(留任)
法人課税第一部門 統括国税調査官	神 田 勝	(留任)	神 田 勝	(留任)
法人課税第二部門 統括国税調査官	平 林 明	行田税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官	齊 藤 宏 和	栃木税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
法人課税第三部門 統括国税調査官	角 田 康 弘	越谷税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官	西 澤 政 幸	土浦税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	鈴 木 義 明	熊谷税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官	吉 田 寛	関東信越国税局 課税第一部 課税総括課 連絡調整官
法人課税第一部門 総括上席国税調査官	廣 田 光	宇都宮税務署 総務課 課長補佐	定 方 秀 文	桐生税務署 法人課税第一部門 総括上席国税調査官

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

電子申告で効率UP!

e-Tax

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 **イータックス** **検索**

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

納税にはダイレクト納付が便利です!



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー



【群馬県からのお知らせ】

地方税のお支払は

エル キューアール

eL-QR で **いつでもどこでも**
キャッシュレス納付

簡単

都道府県・市区町村から届いた「eL-QR」の印字された
納税通知書・納付書をご用意ください。

\\ 選べるお支払方法 ① //

利用できるスマホ決済アプリの一覧はこちら ▶



- ☒ スマホから
「〇〇ペイ」
「〇〇払い」で
納付したい



STEP 1

スマホ決済
アプリを起動

STEP 2

納付書
eL-QRを
読み取り
※読み取り後に表示される
金額等を確認してください

STEP 3

支払を実行
↓
納付完了!

\\ 選べるお支払方法 ② //

地方税お支払サイトの特徴やeL-QR利用方法の詳細はこちら ▶



- ☒ クレジットカードで
納付したい
- ☒ インターネットバンキングで
納付したい
- ☒ 2枚以上の納付書をまとめて
納付したい



STEP 1



地方税お支払
サイトにアクセス

STEP 2

「お支払サイトで
お支払い」
からeL-QR
読み取り画面へ

STEP 3

納付書
eL-QRを読み取り
※読み取り後に表示
される金額等を確認してください
※2枚以上の納付書が
ある場合は続けて
読み取ってください

STEP 4

支払方法を選択
↓
支払を実行
↓
納付完了!

よくあるご質問 Q&A

- Q1** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか？
- A1** 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。
- Q2** 届いた納付書にeL-QRがありません。
- A2** 都道府県や市区町村によりeL-QRが利用できる税金の種類が異なります。納付書にeL-QRがない場合は、納付書に記載のある納付方法や納付場所で納付してください。



税 理 士 会 コーナー

関東信越税理士会館林支部副支部長 谷脇 登



一般社団法人東毛法人会の皆様には、いつもお世話になっております。関東信越税理士会 館林支部副支部長の谷脇登と申します。

今回は、固定資産税についてお話ししたいと思います。固定資産税は、土地、家屋、事業用の固定資産（償却資産）を所有している者に対して、資産が所在している市町村（規模の大きな償却資産については一部例外あり）が徴収する税金です。市町村の税収の約4割を占めていて、市町村にとっては重要な財源になっています。（固定資産税と同様のものとして、市街化区域内に所在する土地、建物に係る税金として都市計画税があります。）

1 固定資産税の制度について

今回は、償却資産を除く土地、家屋の固定資産税がどのように決定されるのかを見ていきたいと思います。

固定資産税は、賦課期日（1月1日）に土地、建物を所有している者に課されます。

税額は、土地、家屋については適正な時価に税率をかけて算出します。税率は1.4%を標準税率としています。

そこで適正な時価を算出するために、市町村長は、議会の同意をえて固定資産評価員を設置します。そして、固定資産評価員は土地、家屋の状況を実地で調査して評価を行っていくことになります。その結果として、評価調書を作成し市町村長に提出します。

評価調書に基づき市町村長が土地、家屋の価格等の決定を行います。

価格等が決定した場合にはその金額を固定資産課税台帳に登録することとされています。

固定資産税を納めるものは、この固定資産課税台帳の閲覧を求めることができます。しかし、納税者が閲覧を求めることができる範囲はその者が土地、家屋を所有している場合その他一定の場合に限られます。そこで市町村は所有者ごとにまとめたものを作成しています。土地名寄帳、家屋名寄帳と呼ばれ、比較的なじみのあるものなのではないでしょうか。（これらの一連の評価の手続きは、毎年行われるのではなく3年に1度行われることとなっています。

最初の年の評価を後の2年間は引き継ぐことになります。）

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価額について不服がある場合には、一定期間内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

2 新築住宅を建設した場合の税額控除

新築住宅については、床面積が、原則として40㎡以上240㎡以下であること、用途の1/2以上が居住用であることなど一定の要件を満たしている場合には、一定期間（条件に応じて3年から7年）、一定の税額（床面積の120㎡以下の部分の固定資産税額の1/2）が控除される措置が取られています。

3 住宅用地に対する課税標準の特例とその弊害への対応

住宅の敷地になっている土地については住宅政策に資する見地から、課税標準の特例措置が講じられていて固定資産税が圧縮されています。小規模宅地用地と呼ばれているものです。小規模宅地用地（1戸当たり200㎡以下の部分）に該当すれば課税標準額が1/6になります。小規模住宅用地に該当しない1戸当たり200㎡を超える部分の住宅用地でも課税標準額が1/3になります。

この特例を適用することで、固定資産税を大幅に軽減することができます。

そのため近年では問題が発生してきています。家屋を撤去してしまうと土地の固定資産税が上がってしまうため、固定資産税を安く済ませようとするために老朽化した空き家が放置されるケースがみられるようになりました。そこで平成27年度の税制改正により平成28年度以降からは、空き家等で放置されている場合には、市町村長からの勧告を受けた家屋等についてはこの特例措置の適用の対象から排除することとされています。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シリーズ

企 業 紹 介

株式会社東毛造園土木 千代田支部

創業は昭和30年、私の祖父が苗木の生産販売等を始めたのがきっかけです。当時は生産・販売が主で時々個人の庭づくりや植木の手入れをするくらいでしたが昭和63年に先代が法人化し、公共工事等の仕事や民間工事を始めるようになりました。街路樹や公園、公共施設など地域の緑と暮らしを支える仕事に取り組んできました。長年の経験と技術を活かしながら、安心・安全で美しいまちづくりに貢献しています。

創業当初は小規模な造園業からスタートし、その後組織体制を整えて業務の幅を広げてきました。



【八重洲シンボルロード街路樹植栽】



【西早稲田計画植栽】

主な事業内容は、街路樹の維持管理、緑地維持管理、伐採工事、植栽工事、除草工事などです。四季折々の自然と向き合いながら、緑を守り育むことで地域の皆様が安心して過ごせる環境を整えています。また作業が困難な場所でも培ってきた知識と経験を活かし、さまざまなご要望に丁寧にお応えしています。安全と品質を最優先に、現場ごとの特性に合わせた施工を心がけています。地域に根ざした企業として、これからも環境と暮らしに寄り添う仕事を続けてまいります。

今後の課題としては、技術者の高年齢化により作業員が減少していく状況にあり、若年入職者の減少が進行して、世代交代により技術の継承があやぶまれるので優秀な技術者の確保・育成が出来るよう努力を続けていきたいと思っています。

【会社概要】

企 業 名：株式会社東毛造園土木
所 在 地：千葉県千代田市福島642
代表取締役：高橋 俊之
T E L：0276-86-2423
F A X：0276-86-5188
e - m a i l：tomols@khaki.plala.or.jp
設 立：1955（昭和30）年4月
事 業 内 容：街路樹・緑地の維持管理、
伐採・植栽・除草工事
従 業 員 数：12人



【横浜都築工場屋上緑化】

随筆リレー

創立80周年を迎えるにあたり

太田支部

湯澤 秀明 (太田商工会議所 専務理事)



太田商工会議所は、昭和22年5月20日の設立以来、「小規模事業者・中小企業等の発展並びに地域社会・産業の振興」を使命として、歩み続けています。昭和62年には、現在地に商工会議所会館を建設し、会員企業の皆様と共に、地域経済・社会の発展に尽力してまいりました。

来年、創立80周年という大きな節目を迎えられますことは、会員皆様・各種行政・支援諸団体の永年に亘るご支援とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

現在、「国内の少子化問題・米国関税・中東情勢など」国内外の要因により、不透明かつ不確実となっており、大変厳しい状況が続いています。

弊所といたしましても状況を見極め、会員事業所の課題解決の為に国・県・市等々の関連部

署とも連携して、事態の打開に努めてまいります。どの様な外部環境の激変に晒されても、地域の活力を生み出す原動力は「旺盛な地域産業振興」にあります。

80年の歴史は、多くの先人達が築き上げてきた「つながり」の力により支えられてきました。わたくしたちは、100周年に向けて更なる飛躍と基盤を築いて参ります。

今後とも弊所は、地域の総合経済団体として、「企業の発展並びに地域の活性化」に寄与する活動を邁進して参ります。

引き続き、各種行政・金融機関・支援諸団体の皆様の絶大なるご支援・ご協力をお願い申し上げます。



////インターネットセミナーをご活用ください■////



セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホームページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講できる専用サービスを提供しています。

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。是非、ご活用ください。

東毛法人会のホームページから無料で700タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください!!

ID・パスワードは

会員ID: hj0817 パスワード: 6811



受賞おめでとうございます

全法連功労者表彰受賞者 (2名)

谷田川 敏 幸 (館 林)
増 尾 雅 彦 (邑 楽)



谷田川 敏幸氏
(館林)



増尾 雅彦氏
(邑楽)

県法連功労者表彰受賞者 (4名)

磯 野 哲 也 (館 林)
高 橋 俊 之 (千代田)
岡 田 勇 一 (邑 楽)
佐 藤 泰 久 (太 田)



磯野 哲也氏
(館林)



高橋 俊之氏
(千代田)



岡田 勇一氏
(邑楽)



佐藤 泰久氏
(太田)

東毛法人会表彰

● 会員増強表彰 (4 名)

諏 訪 純 一 (大 泉)
反 野 裕 (太 田)
石 坂 光 紀 (太 田)
五位野 秀 之 (保 険)

● 功労者表彰 (7 名)

荻 野 勲 (板 倉)
染 谷 元 彦 (板 倉)
今 泉 誠 (板 倉)
武 井 久 幸 (藪塚本町)
白 石 典 之 (藪塚本町)
今 井 俊 哉 (藪塚本町)
後 藤 千 稲 (藪塚本町)

● 優良経理担当者表彰 (7 名)

吉 住 仁 見 (館 林)
鈴 木 ゆり子 (邑 楽)
栗 田 美佐子 (太 田)
中 村 恵 子 (太 田)
月 岡 加奈子 (太 田)
対比地 恒 夫 (太 田)
関 口 香緒里 (太 田)



(敬称は一部略させていただきました)

法人会・部会・支部の活動

総務委員会・理事会を開催

5月12日(火) 太田ナウリゾートホテル(太田市)において、神田勝法人課税第一部門統括国税調査官に出席いただき総務委員会(大江通浩委員長)を開催し、理事会提出議案、総会提出議案の審議及び表彰等受賞者選考等が行われました。委員会終了後、引き続き、理事会が開かれました。



(総務委員会)

理事会では、令和7年度事業報告承認の件・令和7年度収支決算の承認の件が審議され全会一致で承認されました。続いてワンポイント税務研修を行い閉会しました。



(理事会)

税制委員会

5月20日(水) 館林ヒルズホテル(館林市)にて税制委員会(荻野勲委員長)を開催し、委員長等による協議のうえ、令和9年度税制改正に対する要望をとりまとめ、県法連に提出いたしました。



(税制委員会)

広報委員会

7月14日(火)、ジョイハウス別館(館林市)において広報委員会(森戸利一委員長)が開催され、会報第160号、第161号の発行についての協議がされました。



(広報委員会)

決算期別税務説明会

3月・4月及び5月・6月・7月に決算期を迎える会員企業を対象に、3月18日(水)及び6月10日(水) 館林市三野谷公民館、3月17日(火)及び6月9日(火) 太田商工会議所で税務研修会を開催しました。講師には、館林税務署から永井健司法人課税第一部門国税調査官、植木昇法人課税第一部門国税調査官を迎え、税制改正や決算と申告の実務などを説明いただきました。



(6/10(水) 館林市会場)



(3/17(火) 太田市会場風景)

女性部会第14回通常総会

5月21日(木)、正田醤油(株)文右衛門ホール(館林市)において女性部会(春山裕美部会長)の第14回通常総会が開催されました。

総会は、令和7年度事業報告・収支決算、令和8年度事業計画(案)・収支予算(案)及び役員(理事・監事)選任(案)の件が原案のとおり可決承認されました。



(女性部会通常総会)

総会前に、支部部会長会議を開催し、令和8年度事業の具現化について協議されました。



(女性部会支部部会長会議)

青年部会第14回通常総会

6月4日(木)、ニューミヤコホテル館林(館林市)において青年部会(神谷晋太郎部会長)の第14回通常総会が開催されました。

総会は、令和7年度事業報告・収支決算、令和8年度事業計画(案)・収支予算(案)及び役員(理事・監事)選任(案)の件が原案のとおり可決承認されました。



(青年部会通常総会)

青年部会支部部会長会議

6月25日(木)和膳処あぶらや(板倉町)において青年部会支部部会長会議が開催され、令和8年度事業の具現化について協議されました。



(青年部会支部部会長会議)

全国女性部会フォーラム(埼玉大会)



4月16日(木)、ソニックシティ(埼玉県さいたま市)において第20回法人会全国女性フォーラム(埼玉大会)が開催されました。

情報共有による法人会活動の更なる充実、活動などを目的に全国から1,700人が集まり、本会女性部会から春山部会長・関根副部会長・阿佐美監事・長山監事が出席しました。

女性部会・青年部会

会員募集中!

部会では、税務研修やセミナーなどの会員交流事業により、学びながら新しい仲間と交流が深められます。子ども達に税の大切さを学んでもらうために実施する「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」などの地域社会貢献活動を一緒に楽しみませんか!



法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(*)は、
**保険料が割安な集団扱いへ
変更ができます！**

- 1 | 簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*がん保険、医療保険、退職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください！

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505